

みんなで投票
みんなで選挙

1月31日(日)は、

問い合わせ 行政委員会
事務局 選挙管理委員会
担当(内線606)

戸田市議会議員一般選挙の投票日です。

投票
時間

午前7時～午後8時

任期満了による戸田市議会議員一般選挙が行われます。
市政を託す人を選ぶ大事な選挙です。
あなたの貴重な1票を投票しましょう。

戸田市で投票できる方

平成15年2月1日までに生まれた日本国民で、令和2年10月23日(金)までに戸田市の住民基本台帳に登録されていて、引き続き戸田市に住んでいる方(戸田市の選挙人名簿に登録されている方)が投票できます。なお、戸田市の選挙人名簿に登録されている方が、投票日までに市外へ転出した場合は、投票できません。

市内転居した方

市内転居した方で、令和2年12月21日(月)までに転居の手続きを完了している方は、**新住所地の属する投票所**で投票できます。令和2年12月22日(火)以降に市内転居の手続きをした方は、**前住所地の属する投票所**で投票できます。
※期日前投票所であれば、どの投票所でも投票できます

投票所入場券

有権者には、世帯ごとに封書で投票所入場券を郵送します。入場券には投票所名などが記載されていますので、確認の上、**自分の名前が記載されている入場券を投票所へお持ちください。**万が一、入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも投票はできますので、投票所係員に申し出てください。

代理投票

投票用紙に文字を記入できない方は、**本人の申し出により、代理投票を行うことができます。**代理投票補助者(投票所係員)2名が補助して投票用紙の代筆を行う制度で、投票の秘密は厳守されます。
※選挙人の家族や付き添いの方などが代筆することはできません

開票

1月31日(日)午後9時から
市役所5階 大会議室で行います。

戸田市の選挙人は、開票の参観ができます。
参観希望者は、会場の受付に申し出てください。
定員は40人です。

〈開票の参観にあたってのお願い〉

- マスクの着用、咳エチケットのご協力をお願いします。
- アルコール消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 発熱や風邪の症状などがある方は、開票所内への立入りの自粛をお願いします。

点字投票

目が不自由な方で点字による投票を希望する方は、**投票所に点字器を用意しています**ので、投票所係員に申し出てください。

〔期日前投票の手続きにあたって〕

※投票日当日と期日前投票最終日は投票所が混雑する可能性がありますので、**早めの投票にご協力ください**

※投票所入場券の裏面に期日前投票の宣誓書が印刷されています。期日前投票所での混雑緩和のため、**事前に裏面の記入をお願いします**

※投票所における
新型コロナウイルス
感染症対策については
P.13を
ご覧ください

そのほかの期日前投票所など、詳しくはP.13「期日前投票の手続き」をご確認ください。

投票所の案内

投票所によって多少配置が異なります。投票所では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、感染症対策を実施します。



投票所および投票区域についてはこちら

投票の順序

- 1 名簿対照** 投票所入場券を提出し、投票所入場券と選挙人名簿との対照を受けてください
- 2 投票用紙交付** 投票用紙を受け取ってください
- 3 投票用紙記載所** 候補者1名の氏名を書いてください
- 4 投票** 記入した投票用紙を投票箱に入れてください

※投票用紙に2人以上の候補者の氏名を書いたり、いたずら書きをしたりすると無効になります

投票所内の秩序保持

秩序保持のため、以下の行為はご遠慮いただきますようお願いいたします。

- 投票所内にペットを連れて入る行為
- 携帯電話の使用
- 投票所内を撮影する行為

選挙速報サービス

市のホームページでは、投票状況や開票状況がすぐわかる便利な選挙速報サービスを行います。

- 投票情報** 1月31日(日) 午前9時～
- 開票情報** 1月31日(日) 午後10時～

携帯電話・スマートフォンからアクセスできます。



期日前投票の手続き

投票所の混雑緩和のため、期日前投票をご利用ください。会場によって開設期間・開設時間が異なります。確認の上、ご利用ください。

投票場所と投票期間

場所	日程						時間
	1/25 (月)	1/26 (火)	1/27 (水)	1/28 (木)	1/29 (金)	1/30 (土)	
戸田市役所 1階 東側ロビー	←					→	午前8時30分～午後8時
戸田公園駅前 行政センター 2階	←					→	午前9時～午後8時
東部福祉センター 2階 中会議室			←			→	午前10時～午後7時
笹目コミュニティセンター (コンパル) 1階	←					→	午前10時～午後7時
イオンモール北戸田 2階 フードコート前ブリッジ			←			→	午前10時～午後7時

笹目コミュニティセンター(コンパル)は1月26日(火)が休館日ですが、期日前投票所は開設しています。

投票できる方

期日前投票をする日に18歳以上で、投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方
 ※投票の際には、宣誓書に列挙されている一定の事由の中から、自分が該当するものを選択します
 ※感染症予防は、6号事由に該当します

投票の手続き

宣誓書に記載が必要なこと以外は、投票所における投票の手続きと同じです。

※投票所入場券がなくても、投票場所にある宣誓書に記載いただくことで、期日前投票を行うことができます
 ※投票日には18歳を迎えるが、期日前投票時には未だ17歳の方は、不在者投票を行うことになります(戸田市役所行政委員会事務局へお越しください)

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

戸田市選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票に来ていただけるように、投票所などでの感染防止対策に取り組みます。有権者の皆さんも以下の事項について、ご協力をお願いします。

感染症対策はこちら



各投票所における対策について

- 投票所出入口に、手指消毒用アルコール消毒液を設置します。
- 投票管理者、立会人および事務従事者はマスクを着用します。

- 定期的に投票所の換気、記載台、鉛筆などの消毒を行います。
- 投票所に飛沫防止シートを設置します。

有権者の皆様をお願いしたいこと

- ご自分の鉛筆やシャープペンシルをお持ちいただき、投票用紙に記入することができます。
- ※投票用紙は原材料にプラスチックを使用しており、ボールペンを使用すると、インクがにじむ可能性があります。そのため鉛筆もしくはシャープペンシルの使用を推奨しています。ボールペン(特に水性)の使用については、推奨しませんが、拒否するものではありません
- 投票の際はマスク着用をお願いします。

- 来場前、帰宅後の手洗いなどの対策をお願いします。
- 投票所備え付けのアルコール消毒液で手指消毒にご協力ください。
- 咳エチケットにご協力ください。
- できるだけ周りの方との距離の確保をお願いします。
- 投票日当日の混雑緩和のため、積極的な期日前投票のご利用をお願いします。

戸田市議会議員一般選挙の情報についてはこちら



不在者投票の手続き

旅行先・滞在地の市区町村選挙管理委員会での投票

手続き

他の市区町村に滞在中の方は、事前に投票用紙を請求していただき、滞在地の選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。郵送のため時間がかかりますので、投票用紙の請求は早めに申し出てください。



不在者投票指定施設（市内施設）での投票

手続き

指定施設に入所・入院している方は、施設内で不在者投票ができます。以下の病院・老人ホームなどへ入院・入所の方が対象となりますので、施設の長に申し出てください。

- 戸田中央総合病院
 - 戸田市立健康福祉の杜
(特別養護老人ホーム戸田ほほえみの郷)
 - とだ優和の杜
 - 戸田中央リハビリテーション病院
 - いきいきタウンとだ
 - 戸田ケアコミュニティそよ風
 - 中島病院
 - 戸田ケアコミュニティそよ風
 - 戸田病院
 - レーベンホーム戸田
 - 戸田市立介護老人保健施設(ろうけん戸田)
- ※この施設以外の、全国の指定施設でも投票することができます



郵便による不在者投票

内容

選挙人で身体に重度の障害がある方などの投票について、自宅や施設などで投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、投票できる制度です。

対象

- 身体障害者手帳に次のいずれかの記載がある方

両下肢、体幹、移動機能の障害	1級、2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級、3級
免疫、肝臓の障害	1～3級

- 戦傷病者手帳に次のいずれかの記載がある方

両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症

- 介護保険の被保険者証に要介護状態区分「要介護5」と記載がある方

※「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、投票日の4日前[1月27日(水)]までに必ず投票用紙などの請求をしてください

郵便による代理記載による投票もできます

郵便による不在者投票をすることができる方で、次に該当する方は、投票に関する代理記載をさせることができる制度です。なお、代理記載をする方は、選挙権を有している必要があります。

対象

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳に上肢または視覚の障害の程度が、1級である者として記載されている方
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者と記載されている方

利用

するための 手続き

あらかじめ市の選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報



1月29日(金)ごろまでに、各世帯に各戸配布(ポスティング)します。また、以下の施設にも用意していますのでご利用ください。なお、選挙公報は市ホームページにも掲載するほか、音訳版CDの貸し出しも行っています。

補完施設

下戸田地区

- 戸田喜沢郵便局
- 中島病院
- 東部福祉センター
- 障害者福祉会館
- いきいきタウンとだ
- レーベンホーム戸田

上戸田地区

- 上戸田地域交流センター(あいパル)
- 戸田中央総合病院
- 戸田市役所

文化会館

- 上戸田郵便局
- 戸田公園駅
- 戸田公園駅前行政センター
- 戸田本町郵便局
- 教育センター
- 戸田中央
- リハビリテーション病院
- 健康福祉の杜(戸田ほほえみの郷)
- 福祉保健センター
- 児童センター こどもの国

新曽地区

- 戸田新曽南郵便局
- 戸田駅
- 北戸田駅
- スポーツセンター
- 図書館・郷土博物館
- 新曽福祉センター
- 戸田病院
- 戸田ケアコミュニティそよ風
- とだ優和の杜
- 新曽南多世代交流館(さくらパル)

美笹地区

- 笹目コミュニティセンター(コンバル)
- 戸田笹目郵便局
- 美笹支所
- 市民医療センター
- 戸田美女木郵便局
- 介護老人保健施設(ろうけん戸田)
- 戸田市水と緑の公社(彩湖・道満グリーンパーク管理事務所)
- 児童センター プリムローズ